

令和2年10月23日(金)
(教) 高校教育課
高校教育改革推進係(原)
内線番号4639

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立高等学校管理に関する規則(昭和41年教育委員会規則第13号)を次のとおり改めます。(附則に次の二項を追加。)

令和3年3月31日に、群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例(令和2年群馬県条例第37号。以下「改正条例」という。)による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する桐生高等学校及び桐生女子高等学校に在学する者並びに桐生南高等学校及び桐生西高等学校に在学する者は、第41条の規定にかかわらず、それぞれ令和3年4月1日に改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する桐生高等学校及び桐生清桜高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。

2 改正の理由

群馬県立学校設置条例の一部改正により、新たに桐生高等学校及び桐生清桜高等学校が設置され、桐生高等学校及び桐生女子高等学校並びに桐生南高等学校及び桐生西高等学校の存続期間は令和3年3月31日までとなることから、令和3年4月1日に桐生高等学校及び桐生女子高等学校並びに桐生南高等学校及び桐生西高等学校に在学する生徒を、桐生高等学校及び桐生清桜高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるため。

3 施行期日

令和2年11月1日